

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府 省 庁 名 文化庁文化財部参事官（建造物担当）
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>	
要望項目名	登録有形文化財である家屋に係る課税標準の特例措置の拡充	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 登録有形文化財は、国民の貴重な文化財を幅広く後世に継承していくために、保護対象の登録、届出制と指導・勧告・助言を基本とする緩やかな保護を行う制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容 現行、文化財保護法により、登録有形文化財（建造物）として登録された家屋に係る固定資産税及び都市計画税が2分の1に減額されている。 しかし、登録有形文化財（建造物）の維持に係る課税額の多くは文化財が建っている敷地に係る固定資産税及び都市計画税であり、所有者にとって文化財の所有に対する負担要因の一つとなっていることから、固定資産税及び都市計画税の減額対象を登録有形文化財（建造物）が建っている敷地まで加えるものである。</p>	
関係条文	地方税法第349条の3第12項、第702条第2項	
減収見込額	[初年度] ▲362（ ▲85 ） [平年度] ▲362（ ▲85 ） [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 登録有形文化財として登録された家屋及びその敷地について、固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている文化財を後世に継承するため、平成8年に文化財登録制度を導入した。 しかし、登録有形文化財の所有者が高齢化し、生業を営むことが出来なくなる事例が増えたこと、また登録有形文化財の所在地が過疎化等により経済基盤が脆弱になり、文化財の所在地で維持管理に必要な所得を得ること自体が困難になっている。 国民共有の財産である文化財を後世へ着実に保存・継承していくことは重要であり、安定的に保存・継承していくためには、これらの家屋及びその敷地に係る固定資産税等の優遇措置を講ずることにより、所有者の経済的負担を軽減することが必要である。 当該制度の活用により、貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深める効果が期待できる。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
	ページ	5—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 13「文化による心豊かな社会の実現」(優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国固有の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。) 施策目標 13-2 文化財の保存及び活用の充実
	政策の達成目標	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	登録有形文化財の後世への着実な保存・継承と文化財登録制度の充実を図る。
	政策目標の達成状況	登録有形文化財(建造物)の件数は、平成25年4月の9,124件から平成26年4月には9,423件と順調に増加している。
有効性	要望の措置の適用見込み	7,065件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	当該税負担軽減措置を講ずることにより、登録された文化財の家屋及びその敷地の所有者に係る経済的負担を軽減することは、これらを後世に保存・継承していくことに大きな効果が期待でき、ひいては全国の地域において文化財を活用した活性化が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	文化財建造物の登録の推進 (平成26年度予算額:18百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置等と本税制優遇措置が相まって、登録有形文化財の着実な保存・継承が図られる。
	要望の措置の妥当性	本施策は家屋及びその敷地といった資産に対する課税を軽減するものであるが、対象となるのは文化財保護法に基づき登録された文化財である。これらは高い公益性を有するものであり、税負担軽減措置として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>登録有形文化財（建造物）については、その家屋に係る固定資産税・都市計画税が特例措置の対象となっている。これにより固定資産税等の特例措置対象となる7,065件を含む9,643件の登録有形文化財の着実な保存・継承が図られているところ。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>(固定資産税) ① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用総額：5,058,763千円 (都市計画税) ① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） ② 適用総額：4,231,265千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>登録有形文化財（建造物）については、その家屋に係る固定資産税が特例措置の対象となっている。これにより登録有形文化財の着実な保存・継承が図られているところ。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成8年度 登録有形文化財(建造物)の家屋に係る固定資産税等の軽減措置の創設</p>
<p>ページ</p>	<p>5—3</p>